

第6編 財務〔大雪消防組合建設工事等入札参加者  
資格審査及び指名に関する規程〕

○大雪消防組合建設工事等入札参加者資  
格審査及び指名に関する規程

〔平成9年4月1日  
訓令第1号〕

改正 平成22年3月31日訓令第1号 平成26年4月8日訓令第13号

(趣旨)

**第1条** 大雪消防組合財務規則(平成19年規則第15号)第124条第2項及び第140条第2項に基づき、大雪消防組合が行う建設工事の請負、物件の購入その他の契約(以下「建設工事等」という。)に係る入札参加者の資格審査及び指名のために必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(競争入札参加申請書の提出)

**第2条** 管理者は、建設工事入札等に参加しようとする者に対し、競争入札参加資格申請書を提出させるものとする。ただし、大雪消防組合を構成する六町に競争入札参加資格申請書を提出している場合は、大雪消防組合に競争入札参加資格申請書の提出があったものとみなす。

(資格審査会の設置)

**第3条** 管理者は、建設工事等を競争入札に付する場合における参加者の適格性の判定及び格付けを行うため、大雪消防組合建設工事等入札参加者資格審査会(以下「資格審査会」という。)を置く。

(入札参加者指名委員会の設置)

**第4条** 管理者は、建設工事等を指名競争入札に付する場合における参加者の指名及び随意契約による場合の参加者の選定について審議するため、大雪消防組合建設工事等入札参加者指名委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

(入札参加者の指名)

**第5条** 管理者は、指名委員会が決定した者を当該建設工事等の入札又は見積参加者として指名するものとする。

(指名又は選定の特例)

**第6条** 管理者は、高度な技術及び経験若しくは緊急その他工事等施工上特に必要と認められる場合には、前条の規定にかかわらず、参加者を指名又は選定することができる。

(守秘義務)

**第7条** 資格審査並びに指名及び選定について、その職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

第6編 財務（大雪消防組合建設工事等入札参加者  
資格審査及び指名に関する規程）

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日訓令第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から施行する。